

事務連絡
令和8年2月10日

各都道府県・指定都市 住宅・建築行政主務課 御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付
住宅生産課

設備製造事業者による設備の省エネルギー性能の誤表示について

貴職におかれましては、平素より住宅・建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、感謝いたします。

先般、パナソニック株式会社より、自社が製造した業務用空調設備について、J I S規格に適合していない旨の報告が、また、三菱電機株式会社より、自社が製造した家庭用ヒートポンプ給湯機において、誤ったJ I S自己適合宣言を行っていた旨の報告がありました（詳細は各社のホームページ（※1）参照）。

国土交通省からは、両者に対して、省エネルギー性能に影響が出る住宅・建築物の確認を進めるとともに、関連制度の対象である住宅・建築物（※2）については、省エネルギー性能に影響が出る場合、所管行政庁に対して報告し、必要な省エネルギー性能が確保されない場合には是正等の対応について協議を行うよう求めたところです。

各所管行政庁におかれましては、両者から報告等が行われた場合には、適切にご対応いただくようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴管内の所管行政庁に対してもこの旨周知いただくようお願いいたします。

（※1）各社のホームページ

<パナソニック株式会社>

- 「業務用空調機器の公共建築協会評価実施要領への不適合と仕様未達について」

<https://news.panasonic.com/jp/press/jn241226-6>

- 「業務用空調機器の一部機種に関する公共建築協会評価実施要領への不適合と仕様未達について」

<https://news.panasonic.com/jp/press/jn250516-2>

<三菱電機株式会社>

- 「「三菱 エコキュート P シリーズ」に関するお知らせ」

<https://www.mitsubishielectric.co.jp/home/ecocute/notice/pdf/webpro.pdf>

（※2）関連制度の対象である住宅・建築物

- ・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく基準適合義務や届出義務、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の対象である住宅・建築物
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の対象である住宅・建築物
- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）に基づく長期優良住宅建築等計画等の認定の対象である住宅

【問合せ先】

(1) 本事務連絡全般について ((2) を除く)

国土交通省住宅局参事官 (建築企画担当) 付 中西係長、神藤係長

電話 : 03-5253-8126

(2) 住宅性能評価制度、長期優良住宅制度について

国土交通省住宅局住宅生産課 種子田課長補佐

電話 : 03-5253-8510